

新興感染症の発生・まん延時の対応について

当院では、新興感染症の発生・まん延時の対応として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、徳島県との間に医療措置協定を締結しており、「第1種協定指定医療機関」及び「第2種協定指定医療機関」として指定を受けています。

平時から感染対策にかかる準備を行うとともに、新興感染症発生時には、徳島県からの要請に基づいて以下の医療措置を講じます。

- 協定に定められた医療措置の内容
 - ・ 病床の確保
 - ・ 発熱外来の実施

令和 6年 5月 31日

とくしま医療センター東病院